

伊予市電気自動車充電機器設置事業仕様書

1 事業の名称

伊予市電気自動車充電機器設置事業（以下「本事業」という。）

2 事業の目的

本市では、令和4年3月に「ゼロカーボンシティ宣言」を表明するとともに、伊予市環境基本計画を策定し、市内の温室効果ガス削減に向けた取組を推進しているところである。公共施設などへの電気自動車（以下「EV」という。）の充電設備を導入することにより、脱炭素社会の実現及びEVの普及に寄与する利用環境の設備を行うことを目的とする。

3 事業の概要

(1) 事業内容

本事業の実施に当たって、以下の事項を実施する。ただし、事業者の選定後、別途本市と締結する個別協定書において、最終決定する。

- ア 下記4に示す場所に設置するEV充電機器本体の設置
- イ ブレーカーや証明用電気計器（子メーター）等の購入・設置
- ウ 下記5に示す期間中におけるEV充電機器等の維持管理
- エ 市民へのEV充電サービスの提供・運営
- オ 利用者への周知・広報
- カ 使用実態等の各種データの収集、本市への提供

(2) 本市の事業内容

本市は、本事業の実施に当たって、以下の事項を実施又は協力する。ただし、事業者の選定後、別途本市と締結する個別協定書において、最終決定する。

- ア 市ホームページによる利用者への周知・広報
- イ 行政財産の使用に関する必要な手続き

4 設置場所（充電設備の設置場所）

設置場所は以下の施設とし、設置の際は、施設の運営・維持管理等に支障とならない場所及び構造とすること。

- (1) 双海地域事務所駐車場（愛媛県伊予市双海町上灘甲 5821 番地 6）
- (2) 中山地域事務所駐車場（愛媛県伊予市中山町出淵 2 番耕地 138 番地 1）
- (3) しおさい公園駐車場（愛媛県伊予市森甲 91 番地 1）
- (4) その他、(1)～(3)以外の場所においても、本市が設置を必要とした場合は、設置場所を追加することがある。ただし、その場合は、本市と事業者が協議し、合意形成を図った上で、追加設置を決定するものとする。

5 実施期間

EV充電機器設置に係る設置箇所の選定、国への補助金申請等については「基本協定」を締結し、その協定期間は、おおむね3年とする。

基本協定に基づきEV充電機器を設置する際には、別途「個別協定」を締結し、その協定期間は、本市と事業者とで協議して定める。

6 充電器の種類

普通充電器（6kWを想定）とする。

7 費用負担

EV充電機器の設置工事や充電サービスの運用、ブレーカー、電気使用料の支払いのために使用する証明用電気計器（子メーター）等、本事業に関する費用は、原則として事業者の負担とする。

8 利用料金、利用方法

- (1) 適切な利用料金を設定すること。
- (2) 利便性の高い利用システムを構築すること。

9 運営・問い合わせ対応

- (1) 組織化された運営体制を確立し、適切な人員を配置すること。
- (2) 問い合わせや故障、苦情等に対処するため、連絡及び対応が可能な運営体制とすること。
- (3) 問い合わせや故障、苦情等が発生した場合は、速やかに対応すること。
- (4) 利用者の個人情報等は法令に基づき適正に管理するなど、適切な情報セキュリティ対策を講じること。

10 事業報告

EV充電機器の利用実態に関する各種データを収集し、本市からの求めがあった場合には、当該データを本市へ提供すること。

11 その他

- (1) 各施設への充電設備の設置可否については、実施事業者による提案内容や設計等を踏まえ、本市において最終的に判断する。
- (2) 実施事業者は、本事業の実施により知り得た情報について、実施事業遂行以外の目的で利用してはならない。
- (3) 実施事業者は、関係法令を遵守し、誠実に事業を履行すること。
- (4) その他、本仕様書の内容等について疑義が生じた場合や本事業に係る事業の遂行上必要と認められるもので本仕様書にない事項が生じた場合は、市と協議した上で事業を進めること。